

| | |
|------------------|---|
| Title | 台湾の人口問題と義務教育 |
| Sub Title | The population problem and compulsory education in Taiwan |
| Author | 王, 家通(Wang, Jia Tang) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院社会学研究科 |
| Publication year | 1969 |
| Jtitle | 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.9 (1969.) ,p.63- 76 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000009-0063 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

台湾の人口問題と義務教育

The Population Problem and Compulsory Education in Taiwan

王 家 通

Wang Jia Tang

1. 戦後教育制度概況

1945年、日本の敗戦を機に、台湾は中国に復帰することになった。このような失地の回復を中国では「光復」と称し、台湾の復帰も、従って、光復と呼ばれている。

さて、光復後の台湾は、ふたたび本国の一省となり、大陸と一体化した制度が実施されることになった。教育制度も、もちろん、接収と同時に、大陸のものをそのまま適用したのである。以下本論に入る前に、まずその概況を教育行政制度、学校制度および義務教育の基本規定に分けて紹介することにする。

(1) 教育行政制度

(1) 省教育行政機構

中国の教育行政制度は、中央（国）、省（または直轄市）、および県（または市）の3段階に分けられ、中央（国）には教育部、省（または直轄市）には教育庁（または教育局）、県（または市）には教育科（または教育局）が置かれ、それぞれ国、省（または直轄市）、県（または市）の教育および学術、文化等の行政を掌理するしくみになっている。

台湾においては、1945年、台北に台湾省行政長官公署が成立し、その下に全省の教育および学術・文化等の行政を掌る機関として教育処が設置された。しかし、これは暫定的措置で、まもなく、1947年5月には、行政長官公署は省政府に改組され、教育処も同時に教育庁に置きかえられることになった。それが今日に至っているのである。

(2) 県（または市）教育行政機構

1945年12月6日、台湾省行政長官公署は、「台湾省轄市組織暫行規程」を公布し、次の9省轄市を設置した。

1等市：台北市

2等市：高雄市、台中市、台南市、基隆市

3等市：新竹市、嘉義市

4等市：彰化市、屏東市

そして、教育行政機構として、1等市に教育局、2等市以下に教育科が置かれたのである。

同11日、「台湾省県政府組織規程」が公布され、上述の省轄市を除いた地域に、台北、台中、台南、新竹、高雄、花蓮、台東、澎湖等の8県を設け、それぞれ県政府が設置され、その下に教育科が置かれたのである。

その後、1950年、台湾省に地方自治が実施されることになり、上述の行政区域も新たに、台北、基隆、台中、台南、高雄等の5省轄市と台北、宜蘭、桃園、新竹、苗栗、台中、南投、彰化、雲林、嘉義、台南、高雄、屏東、台東、花蓮、澎湖等の16県および陽明山管理局に区分されることになった。しかし教育行政機構は、このような変化に関係なく、依然として、台北市に教育局が設置された外は、各県市とも教育科が置かれたのみであった。なお、台北市は1967年1月、台湾省から独立し、直轄市に昇格したが、教育行政機構には変化はなかった。しかし、1968年8月の義務教育年限延長をきっかけに、県（または市）の教育科を教育局に昇格させようとする動きが見られ、近い将来には、実現されることが予想される。

(2) 学校制度

今日台湾で実施されている学校制度の原型は、1922年、

大陸におけるアメリカの学校制度を直接輸入した6・3・3、4制に求められる。即ち、6年制の小学、3年制の初級中学、3年制の高級中学と4年制の大学である。この制度は今日もなお根本的には変わっていないが、初等教育と中等教育に関しては、次のような部分的変化があった。

(1) 小学は民衆の補習教育と合流するため、1944年の国民学校令公布と同時に、国民学校に改められた。(即ち、小学は初等教育のみを担当するのに対し、国民学校は、初等教育と民衆補習教育の両方を担当する。)

(2) 中等教育は、当初、初級中学に職業予備課程を置くことができるように、また高級中学に普通課程の外、一つまたはそれ以上の職業課程を置くことができるようになっていた総合制を採用した。この制度は伸縮性に富んだものであったが、それを生かすことなく、実施後10年の1933年に、総合制が廃止された。そのため、普通中等学校、職業学校、師範学校はふたたび従来の別々の教育機関となった。

なお、1968年、義務教育年限の3カ年延長と同時に、国民学校は国民小学に、初級中学は国民中学に改称され、初級職業学校は廃止されることになった。師範学校も今日は師範専科学校(Junior Normal College)に昇格している。

(3) 義務教育の基本規定

義務教育に関する基本規定は、1946年に公布された「中華民國憲法」の次のような条文に見いだすことができる。

第21条：人民は、国民教育を受ける権利と義務を有する。

第159条：国民が教育を受ける機会は、一律に平等である。

第160条：6才より12才までの学令児童は、一律に基礎教育を受け、学費は免除される。その貧困の者は、政府が書籍を供給する。

すでに学令をこえ、基礎教育を受けていない国民は、一律に補習教育を受け、学費は免除され、書籍もまた政府がこれを供給する。

以上が義務教育に関する憲法の規定である。そこでは「義務教育」ということばは直接使われてはいないが、その第21条に、「人民は国民教育を受ける権利と義務を有する」、また第160条に「6才より12才までの学令児童は一律に基礎教育(原文は「基本教育」)を受け…」と規定してあることから、一般に「国民教育」も「基礎教育」も、「義務教育」と同義語であると理解されてきた。

従って義務教育年限は「6才より12才まで」の6年間である。

しかし、このような解釈は、1967年になり、義務教育年限の延長がいよいよ実施の段階にはいると、問題となってきた。つまり、もし国民教育、基礎教育や義務教育がいずれも同義語であるとすれば、憲法にはっきり基礎教育年限を「6才より12才まで」の6年間と規定しているから、それを延長することは憲法違反になるのである。そうすると、憲法を改正しなければ義務教育年限の延長はできないことになる。しかし教育部としては、なるべく憲法を改正せずに、しかもその条文に抵触することなく、年限の延長を実現したいのであった。そこで作成されたのが「9年国民教育実施条例」である。一見して明らかのように、そこには「義務教育」や「基礎教育」などの文句は一切なく、憲法の条文にふれたのは「国民教育」の一語に過ぎない。その理由は、憲法には国民教育の年限を規定していないから、それを9年に延長しても違憲にはならないというのである²⁾。

しかし、条例草案審議の際、張希之立法委員は、このような解釈に異議を唱え、国民教育、基礎教育、義務教育はともに同義語である、と従来の解釈を堅持した。そのかわり、氏は、「憲法に規定する6カ年国民教育の立法精神は最低限度を規定したものであり、それを延長しても憲法違反とはいえない」と解釈する³⁾。

一方、史尚寛氏はややつっこんで、基礎教育を国民教育の内包とし、両者は部分と全体の関係にあると解釈する。即ち、氏によれば、「基礎教育(Primary Education)は小学校程度にとどまるが、国民教育は必ずしもそれにとどまらない。『9年国民教育実施条例』によれば、それはすでに国民中学にまでおよんでいる」のである⁴⁾。

ともあれ、中華民國(台湾)の義務教育年限は、1968年8月から3カ年延長することになった。しかし、本論文においては、戦後20数年の義務教育をふりかえることを主眼としているので、内容的には、延長された3年にはふれないつもりである。

2. 戦後人口の動態

(1) 人口の増加

戦後20数年にわたる台湾人口の動態を正確な数字でつかむことは、次のような理由から極めて困難である。即ち、(1)終戦、光復、接收、制度の変革、といったあわただしい変化の時期において、厳密な人口調査を行うことができず、1956年に至ったこと、(2)光復当初、出入省の管理がルースであつたこと、(3)そしてさらに、大陸から

移転して来た軍人の数は、国防機密であるため、一般に公開されないこと、などである。

従って、人口を論ずる場合、省政府民政庁の公布した統計数字をもとにするのが一般的であるが、もちろん、その中には、軍人の数は含まれていない。そのため、人口総数や増加率に多少の誤差があることは免れない。本論文における、人口に関する資料も、大体において、省政府民政庁の統計を基礎とした。以下、戦後の台湾における人口増加の状況を、(1) 人口増加の概況、(2) 人口増加率、(3) 自然増加率、に分けて考察を進めることにする。

(1) 人口増加の概況

日本の台湾における人口統計は、1943年(昭和18年)をもって最後の年となった。それによると、同年台湾の総人口は6,585,841人であった。しかし、1946年、日本人のひきあげにより494,981人減少したため、6,090,860人となった。これが光復当初の台湾総人口であった。その後、1947年までは、大陸からの入省者は極めて少なかったが、この年以後になると、大陸の局勢が急変したため、大量の軍隊や人民が台湾へ移ってきた。そしてそれが、1949年の中央政府台湾移転をもって頂点に達したのである。

これを具体的数字で示せば、1947年までに、台湾へ渡った大陸の人口は58,566人に過ぎなかったが、1950年になるとそれが524,940人にふくれあがった。そしてもし軍人を含めたら、1948年から50年までの間に100万を越える大陸の人口が台湾へ渡ってきたと推定される³⁾。

第1表にも見られるように、1946年の人口を100とすれば、1951年には、それが129.2となり、僅か5年間で

第1表 光復後台湾人口増加概況表

| 年度 | 人口数 | 指数 | 増加率 % | 出生数 | 出生率 % | 自然増加率 % |
|------|------------|-------|-------|---------|-------|---------|
| 1946 | 6,090,860 | 100.0 | | | | |
| 1947 | 6,495,099 | 106.6 | 6.6 | 241,071 | 3.8 | 2.0 |
| 1948 | 6,806,136 | 111.7 | 4.8 | 263,803 | 40.0 | 2.5 |
| 1949 | 7,396,931 | 121.4 | 8.7 | 300,843 | 4.2 | 2.9 |
| 1950 | 7,554,399 | 124.0 | 2.1 | 323,643 | 4.3 | 3.2 |
| 1951 | 7,869,247 | 129.2 | 4.2 | 385,383 | 5.0 | 3.8 |
| 1952 | 8,128,374 | 133.5 | 3.3 | 372,905 | 4.7 | 3.7 |
| 1953 | 8,438,016 | 138.5 | 3.8 | 374,536 | 4.5 | 3.6 |
| 1954 | 8,749,151 | 143.6 | 3.7 | 383,574 | 4.5 | 3.7 |
| 1955 | 9,077,643 | 149.0 | 3.8 | 403,683 | 4.5 | 3.7 |
| 1956 | 9,390,381 | 154.2 | 3.5 | 414,036 | 4.5 | 3.7 |
| 1957 | 9,690,250 | 159.1 | 3.2 | 394,870 | 4.1 | 3.3 |
| 1958 | 10,039,435 | 164.9 | 3.6 | 410,885 | 4.2 | 3.4 |
| 1959 | 10,431,341 | 171.3 | 3.9 | 421,458 | 4.1 | 3.4 |
| 1960 | 10,792,202 | 177.2 | 3.5 | 419,442 | 4.0 | 3.3 |
| 1961 | 11,149,139 | 183.1 | 3.3 | 420,254 | 3.8 | 3.2 |
| 1962 | 11,511,728 | 189.0 | 3.3 | 423,469 | 3.7 | 3.1 |
| 1963 | 11,883,523 | 195.1 | 3.2 | 424,250 | 3.6 | 3.0 |
| 1964 | 12,257,000 | 201.2 | 3.1 | 417,000 | 3.5 | 2.9 |
| 1965 | 12,628,000 | 207.3 | 3.0 | 407,000 | 3.3 | 2.7 |
| 1966 | 12,992,000 | 211.7 | 2.9 | 415,000 | 3.2 | 2.7 |
| 1967 | 13,245,000 | 217.5 | 2.8 | | | |

資料：台湾省政府民政庁

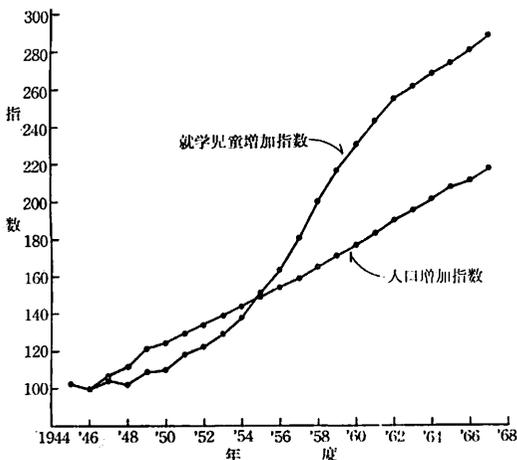
人口が30%近く増えたことになる。そしてその後も、第1図で見られるように、指数の増加は着実であり、1967年には217.5となった。即ち、1946年から1967年までの間に、台湾の人口は6,090,860人から118%増加して13,245,000人となったのである。

(2) 人口増加率

増加率も第1表で見られるように1949年の8.7%が最高であった。これは上に述べた非常事態によるものである。その後、下降の傾向を見せながらも、1965年までは3%台をもち続け、1966年に始めてそれを割った。これを10年単位に区切って見ると、前10年の増加率は4.4%で、後10年のそれは3.3%であった。人口増加はかなり緩和されたと云えよう。しかし、諸外国と比較した場合、このような大きい増加率は、少数の後進国を除く外、殆んど見られないものである。

(3) 自然増加率

上述のとおり、人口増加率のもっとも大きかったのは、1949年であったが、この年の自然増加率は2.9%と、戦後にしては、かなり低い増加率であった。しかし、その



註：第1表、第3表より作成

第1図 人口増加指数と就学児童増加指数比較図

後、出生率も、自然増加率も急激に上昇し、1951年には、それぞれ5.0%と3.8%を記録した。このようなベビーブームは、その後やや下降の傾向を見せながらも、1956年にはなお4.5%の出生率を見せていた。そして翌1957年から大幅に下がり、4.1%となった。その後出生率は4%台から3%台に下がり続け、1966年には3.2%となったのである。

(2) 年令構成 (Age Composition)

以上見てきたように、台湾の人口は、光復後非常な速度で増加してきた。しかもこの増加は、1948年から50年にかけて、大陸から移転してきた約100万の軍民を除く外は、殆んど自然増によるものであったため、若年人口が急激に増え、人口の年令構成に大きな変化をきたしたのである。第2図は、台湾の人口と日本の人口の年令構成をピラミッドの図形で表わしたものであるが、両者を比較すると、その特殊性が一層はっきりするであろう。即ち、

- (1) ピラミッドの底辺が、台湾の場合は広がっているのに対し、日本はやや細くなっている。
- (2) 15才以後の中堅層は、台湾の場合急に細くなっているが、日本は逆に太くなっている。
- (3) 日本の戦後のベビーブームは、台湾と比較した場合、極めて一時的なものであった。このような人口の年令構成をパーセンテージで表わせば次のとおりである。

| | 14才以下 | 15~49才 | 50才以上 |
|--------|-------|--------|-------|
| 中国(台湾) | 45.16 | 44.29 | 10.56 |
| 日 本 | 24.75 | 56.42 | 18.87 |

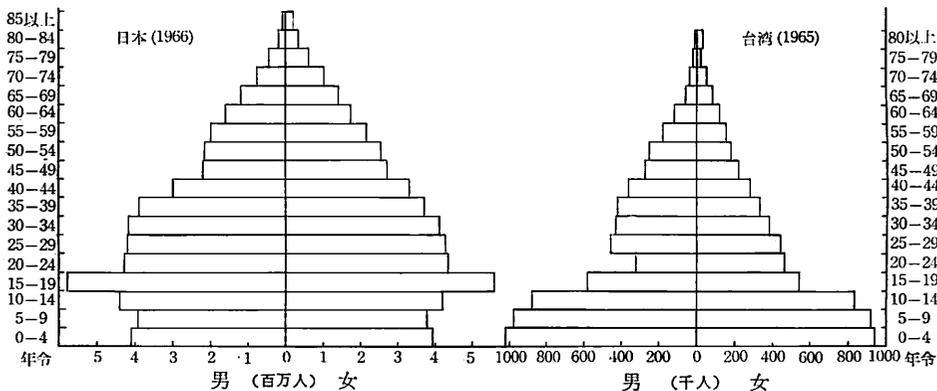
註：Demographic Yearbook, 1966 (United Nations) の資料により算出

台湾におけるこのような人口の年令構成は、経済的に非常に不利である。つまり、生産人口が少い一方、消費人口が大部分を占めているため、個人としては非常に負担が重く、国家としては富の蓄積が困難である。この点に関しては日本の状況は、ちょうどその逆である。

上述のような人口の急激な増加にかんがみ、政府は1954年、中国農村復興委員会の協力をえて、家族計画の推進に踏み切った。17県市におよぶ広範囲の家庭訪問や説明会によって産児制限の必要性を説きまわったのである。そして1964年までには、72,015家庭を訪問し、27,420人の希望者に助力を与え、かなりの成果を上げたと報告している。その報告によれば、研究の対象となった既婚婦人のうち、87%がこのような家族計画に賛成し、32%はすでに、なんらかの方法を用いて、それを実行している。しかし、このような産児制限運動にもかかわらず、農村ではいまだ目だた効果が見られない、と同報告はつけ加えている⁶⁾。

産児制限は、政府の家族計画の推進もさることながら人口の激増による就職難、生活費や教育費などの重い負担により、自動的に実行せざるをえない状態にあったことも見のがせないであろう。

以上のような状況で、1957年以後、出生率は下降の傾向を示し、出生絶対数も近年は横ばいになってきた。そしてこのような傾向が継続するという仮定に立ち、将来の人口計画がなされており、1982年における産児数は、ほぼ今日と変わらないと推定されている⁷⁾。しかし、先に述べたとおり、人口の年令構成があまりにも不均衡なため、人口全体の増加が当分継続することは確実であり、たとえ産児力 (Fertility) を50%に減らし、人口増加率を1.7%におさえても、2,000年までには、総人口2,230



註：Demographic Yearbook, 1966 (United Nations) の資料により作成

第2図 台湾人口と日本人の年令構成比較図

万人（光復当初の約3.5倍）になると予測されている⁹⁾。

(3) 農業人口の相対的減少と人口の都市集中

台湾は1953年から64年までに3次の経済建設4カ年計画を完了した。そして64年から引き続き第4次計画に入り、68年には完成する予定である。この一連の経済建設4カ年計画の実施により、農業生産の成長率も大きかったが、特に工業化の進展は目ざましかった。第2表からも明らかのように、鉱工業生産の成長率は農業生産成長率を大きく上廻り、また従来輸出額のもっとも大きかった砂糖も、近年は紡績品や金属および機械類に追い上げられている⁹⁾。要するに台湾は今日、農業社会から工業社会に脱皮しようとしているのである。その過程において、当然起る現象は、農業人口の相対的減少と人口の都市集中である。具体的にいえば、1950年から59年までの間に、農業人口が2.5%増加したのに対し、農業以外の人口は4.9%増加している。その結果、この間において、全人口に対する農業人口の比率は、52.9%から47.6%に減少し、そして一方、農業以外の人口は47.1%から52.4%に増加したのである。このような傾向はその後さらに進み、1966年には、農業人口は全人口の44.7%となった¹⁰⁾。

第2表 農業生産と鉱工業生産成長率の比較

| | 1952年 | 1966年 | 年平均成長率 |
|---------|-------|-------|--------|
| 農業生産指数 | 100 | 277 | + 6.1% |
| 鉱工業生産指数 | 100 | 565 | +13.2% |

資料：日本外務省経済局編『中華民国』（世界各国経済ハンドブック 2）

農業人口の相対的減少は、同時に人口の都市集中を意味するものである。事実、1966年末の人口統計によれば全省人口12,993,000人の10分の1に近い1,175,000人が台北市に集中し、4分の1に近い3,045,000人が5大都市（台北市、高雄市、台南市、台中市、基隆市）と陽明山管理局に集中している。それを人口密度から見れば、全省平均の1平方キロ361.30人に対し、台北市が17,538.92人、高雄市が5,561.88人、台南市が2,368.46人、台中市が2,328.31人、基隆市が2,170.47人、そして陽明山管理局が1,311.86人である。なお台北市政府民政局の統計によると、1968年10月末現在台北市の総人口は1,592,550人である。

3. 人口問題と義務教育

(1) 直接的影響

以上われわれは、戦後20数年にわたる台湾の人口動態を分析してきた。以下このような分析に立ち、それがどのように義務教育に影響を及ぼしたかを考察することにする。

まず直接的影響として、人口の自然増による就学児童の激増とその都市集中による都市と農村の不均衡が考えられる。

第3表で見られるように、就学児童数は、1945年の85万人から1967年の2,348,000人になり、22年間で3倍近くになったのである。

しかし一口に3倍と言っても、増加の激しい時期とそうでない時期とがあり、それによって問題の性質や政府の対策も、おのずから異なるものである。このような観点

第3表 戦後就学児童数とその指数

| 年 度 | 就 学 児 童 数 | 指 数 |
|------|-----------|-------|
| 1945 | 850,097 | 103.3 |
| 1946 | 822,726 | 100.0 |
| 1947 | 853,806 | 103.8 |
| 1948 | 840,783 | 102.2 |
| 1949 | 892,756 | 108.5 |
| 1950 | 906,950 | 110.2 |
| 1951 | 970,664 | 118.0 |
| 1952 | 1,003,304 | 121.9 |
| 1953 | 1,060,324 | 128.8 |
| 1954 | 1,133,438 | 137.8 |
| 1955 | 1,244,029 | 151.2 |
| 1956 | 1,344,432 | 163.4 |
| 1957 | 1,480,557 | 179.9 |
| 1958 | 1,642,888 | 199.6 |
| 1959 | 1,777,118 | 215.9 |
| 1960 | 1,888,783 | 229.5 |
| 1961 | 1,997,016 | 242.7 |
| 1962 | 2,097,957 | 254.9 |
| 1963 | 2,148,652 | 261.1 |
| 1964 | 2,202,867 | 267.7 |
| 1965 | 2,257,720 | 274.4 |
| 1966 | 2,307,955 | 280.4 |
| 1967 | 2,348,218 | 288.0 |

資料：1954年までは『中華民国教育誌(1)』（中華文化出版事業委員会出版）53頁、「台湾省国民教育部份概況表」による。

1955年以降は「中華民国教育統計」による。

から、戦後20数年の義務教育を次の三つの時期に分けて考察することができる。即ち

第1期：1945～54年

第2期：1955～62年

第3期：1963年以降

である。

第1期：(1945～54年)

この時期の特徴として、①学令児童の急激な増加が見られないこと、②就学率は一時低下したが、続いて急テンポで上昇していること、③教員の大量不足、などがあげられる。

まず学令児童について見れば、その変化は第4表のとおりであった。

第4表 1945～54年の学令児童数と
就学児童数の変化

| | 1945年 | 1954年 | 増加数 |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 学令児童数 | 1,062,527 | 1,141,988 | 79,461 |
| 就学児童数 | 850,097 | 1,133,438 | 283,341 |
| 就学率(%) | 80.00 | 90.83 | |

註：第3表により作成

この表で見られるように、学令児童数の増加は、年平均1万人足らず、という小さな数字であった。一方就学児童数は、9年間に28万人の増加を見せているが、それも年平均3万人に過ぎなかった。このことから、1949年前後、台湾へ移ってきた100万を越える大陸の人口は、義務教育人口に殆んど影響を与えなかったことがわかる。

就学率については、終戦直後、一時低下の傾向を見せたが、中央政府が台湾へ移転してきた後、漸次上昇し、1954年には90.83%となった。従ってこの期の後半は、学令児童数の増加があまり見られない一方、就学児童数は大変な増加を見せている。例えば1954年、学令児童数の増加は3,014人に過ぎなかったが、就学児童数の増加は73,114人であった¹⁰⁾。

次に教員不足の問題とその対策について見てみよう。

日本統治下における台湾の国民学校教員は、半分以上が日本人であった。1944年(昭和18年)を例にとれば、同年15,483人の国民学校教員のうち、台湾人は7,161人、そして師範学校生徒2,888人のうち、台湾人は522人に過ぎなかった。そのため光復後、日本人がひきあげると空白が生じ、深刻な教員不足の問題を引起した。そこで政府は一方において、教員を急募し当面の空白を補充する

外、他方において教員養成制度の拡充に努めたのである。今その措置を少し詳しく述べると次のとおりである¹¹⁾。

教員の緊急補充

a. 徴選

徴選とは公募の意味である。当時教育処は台湾の教育を接收すると、すぐ「教師甄選委員会」を成立させ、大陸各地から教員を募集した。そして1946年9月までに応募し、台湾へ渡ってきた(国語)教員は約600人であった。

b. 甄選

甄選とは資格審査のことである。戦後日本人がひきあげたため、国民学校教員は7,800人の不足となった。そこで政府は省内において、国民学校教員になるものの資格審査を行い、4,474人の合格者に免許を与えた。

c. 考選

考選、即ち検定試験である。上に述べた二つの措置の外、政府はさらに1946年8月、国民学校の国語教員を公募し、試験の結果109人の合格者を発表した。そしてこれらの合格者に短期間の訓練を施して免許を与えたのである。

以上は日本人教員のひきあげにより生じた空白をうめるための臨時的措置であったため、その教員の質は極度に低かった。これらの教員は今日もなお残っているが、殆んど暇期を利用して再教育を受けているか、もしくは師範学校に附設されている「特殊科」にはいって正規の教育を受けて、より高いレベルの免許を取っている。なかには校長に抜擢されているものも少なくない。

さて、このような臨時的措置の外、政府はさらに教員養成制度の拡充に努め、教員の確保をはかった。それは次のような師範学校の増設措置である。

終戦直前、台湾には、国民学校教員の養成機関として三つの師範学校と二つの師範予科があった。この外にも一つ、皇民化訓練を目標とした彰化青年師範があったが、光復と同時に廃校となった。接收後、この三つの師範学校が引き続き、省立台北、台中、台南師範学校として残った外、台北師範の女子部は女子師範学校に独立し、二つの予科も分校となり、まもなく屏東師範学校、新竹師範学校として独立した。こうして1946年の秋までに、師範学校は6校となったのである。さらに47年に花蓮師範学校、台東師範学校、54年に高雄女子師範学校がそれぞれ設置され、合計9校を数えるに至った。生徒数も1946年の2,995人から54年の6,342人に増加し、国民学校

教員の養成は一応軌道に乗ったといえることができる。(なお、1957年に嘉義師範学校が設置された。)

第2期：(1955～62年)

この時期のもっとも主な特徴は、就学児童数の急激な増加である。前に述べたとおり、就学児童数は1954年113万人であったが、1962年になるとそれが210万人となった。即ち8年間で97万人、年平均12万人の増加である。これを前期の年平均3万人増と比較するとその増加の激しさが一層はっきりするであろう。

次に、このような就学児童数の急激な増加をもたらした原因について述べる必要がある。それには次の二つがあげられよう。

(1) 大陸人口の大量移転と相前後して、出生数が急激に増えたことは、第1表で見られるとおりである。即ち、1948年263,000人であった出生数が、51年には385,000人になり、そして56年には414,000人となった。これらの幼児がちょうどこの時期の学令児童であったため、就学児童数の急激な増加の原因となった。

(2) この期における就学率は、1954年の90.83%から62年の96%に引きあげられ、前期に続いてかなり早い速度で上昇しているのので、就学児童数の急激な増加を促した。

このような就学児童の急激な増加により、まず問題になったのは、教室の大量不足であった。このために多部授業、すしづめ学級、過大教室といった事態が生じたが、その実情は暫く後にゆずることにして、先きに政府の対策について考察することにする。

台湾における初等教育の経費は、原則として県の負担区分になっている。従って光復当初、県教育予算に占める初等教育費は、殆んど80%に近かった。しかし、このようなパーセンテージは、日本統治時代において、中等教育が無視され、従って光復当初、中等学校が非常に少なかったことにより始めて可能であり、その後中等教育の拡充とともに、就学人口が増えてくると、もはやそれは不可能となった。つまり県教育予算に占める中等教育費の比率がだんだん大きくなる一方、初等教育費は逆に削られて行った。このような状況の下におかれた県(市)

の教育財政は、事実上激増する就学児童を収容するに十分な施設を用意することが困難であった。このような県(市)教育財政の窮乏にかんがみ、省政府は1957年、各県(市)に対し、次のような教室増築の補助を決定した¹²⁾。

(1) 学級の自然増加については、市において1学級増加するごとに1教室、県において3学級増加するごとに2教室増築するものとし、その費用は県(市)の財政能力に応じて、全額、半額、または3分の1を補助するものとする。

(2) 学級の自然増加による教室増築の外、「三対等補助弁法」、即ち省政府、県政府、父兄会三者の協力で教室を増築する方法、をうち出し、1教室増築するごとに、省政府、県政府、父兄会がおのおのその3分の1の費用を負担することとした。あたかもその頃省政府は台湾水泥(セメント)公司からセメントの販売を委託された手数料として2,200万円の原価差額を手に入れたので、それをその負担金にあてた。そして当初、この金額で1,357教室増築する計画であったが、続いてさらに780万を計上し、470教室を追加した。

以上が省政府の対策であったが、この対策により、1957年から62年までに増築された国民学校教室数は10,813にのぼっている。そしてそれは、それまでであった教室数の3分の1にもおよぶ数字であった。(汪知亭著『台湾教育史』p. 280)

さて、このような教室の増築は、就学児童の急増に、果してどの程度対処し得たであろうか。以下これについて考察することにする。

まず学級規模について見てみよう。

光復当初、国民学校の学級規模は平均60人という条件の悪さであった。その後約10年の間、前述したように、学令児童の増加があまり見られず、就学児童の増加も年平均3万人に過ぎなかったのので、政府は就学率の引き上げや学級規模の縮小に力を入れることができた。従って平均学級規模は年々小さくなり、10年後の1955年には平均51.5人となった。しかしその後、就学児童が、学令人口の急増と就学率の上昇により、1962年まで、年平均12

第5表 1961年度台湾国民学校学級規模統計表

| | 合計 (学級) | 25人 以下 | 26～ 30人 | 31～ 35人 | 36～ 40人 | 41～ 45人 | 46～ 50人 | 51～ 55人 | 56～ 60人 | 61～ 65人 | 66～ 70人 | 71～ 75人 | 76～ 80人 | 81～ 85人 | 86～ 90人 | 91人 以上 |
|-------------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 合計 (学級) | 37,174 | 881 | 812 | 1,006 | 2,005 | 3,087 | 5,128 | 7,412 | 7,628 | 5,487 | 2,297 | 797 | 386 | 167 | 77 | 4 |
| 学級総数に 対する比率(%) | | 7.27 | | | 27.49 | | | 40.45 | | | 24.79 | | | | | |

資料：「台湾省50(1961)年国民教育及中等教育調査報告書」(台湾省政府教育庁編印。1961.10)

万人増という戦後最高の増加を見たため、学級規模のそれ以上の縮小は不可能となった。例えば1962年度、就学児童数は2,097,957人であり、学級数は39,712学級であった。平均1学級52.8人である。また、1961年、台湾省政府教育庁が1,883校の国民学校について調査した結果は、第5表に見られるようなものであった。

このような学級規模が適切でないことは明らかである。それは次の第6表に見られる諸外国の現状と比較すれば一層ははっきりするであろう。

第6表 日本、イギリス、西ドイツの初等学校の規模別学級数の比率

| 国名 | 年度 | 学級規模 | | | | |
|------|-------|------|-------|--------|--------|-------|
| | | 計 | 30人以下 | 31~40人 | 41~50人 | 51人以上 |
| 日本 | 1959年 | 100% | 12.3% | 19.5% | 39.0% | 29.2% |
| | 1964年 | 100 | 25.6 | 33.8 | 40.1 | 0.5 |
| イギリス | 1958年 | 100 | 31.0 | 46.0 | 22.7 | 0.3 |
| | 1963年 | 100 | 34.9 | 50.7 | 14.3 | 0.1 |
| 西ドイツ | 1954年 | 100 | 24.2 | 42.8 | 27.4 | 5.6 |

資料：わが国の教育水準（昭和39年度）

また中華民国国民学校規程に定められている学級編制基準（1学級50人）に照らしても、全体の65%が基準の50人を越えている。しかも問題はそれだけにとどまらない。事実上このような学級規模を維持することさえ、不可能な状態にあったのである。つまり、このような過大学級をかかえながらも、第7表で見られるように、二部授業、三部授業、四部授業やその他、校内における教室以外の施設、校外における集会所、廟宇などの利用を余儀なくされていたのである。

次に学校規模についてみよう。

1957~62年までに1万を越える教室が増築されたことは、前に述べたとおりである。しかし、教室の増築が、

学校の新設より安上がりである理由から、当時、ごく少数の新設小規模学校を除く外は、殆んど学校規模の拡大をもってまにあわせた。そのため、学校規模が年々大きくなり、特に大都市においては、人口の都市集中もあずかって、この傾向が一層強かった。例えば1955年、全省平均学校規模は17学級であったが、58年には19学級となり、そして61年には20学級となった。これを県と市に分けて見ると、同年、県においては、彰化県の25学級と嘉義県の21学級を除く外は、すべて全省平均の20学級以下であった。一方、都市においては、台中市の平均28学級を除く外、基隆市、台南市、高雄市はいずれも平均30学級を越えており、また台北市においては、平均51学級という大規模学校をかかえている。なかには学級数150学級、児童数1万人を越えるマンモス学校も見られる状態である¹³⁾。ちなみに、日本は昭和42年5月1日現在、全国小学校数25,487校、学級数278,947学級、平均11学校であった¹⁴⁾。

大都市で大規模学校をかかえている一方、地方においては、適当な場所に学校を、普遍的に設置する財政的余裕がないため、児童は遠距離通学に悩んでいる。例えば1961年台湾省政府教育庁の調べによれば、通学時間が1時間以上かかる児童数は次のとおりであった。

桃園県：6,340人、南投県：5,399人、嘉義県：5,149人
 台北県：4,947人、苗栗県：4,485人、新竹県：3,435人
 台南県：3,251人、台中県：3,133人、高雄県：2,877人
 これらはいずれも学区の広い、交通の不便な山地、または僻地であり、それが就学率の上昇を阻み、長期欠席の一因となっていることはいうまでもない。

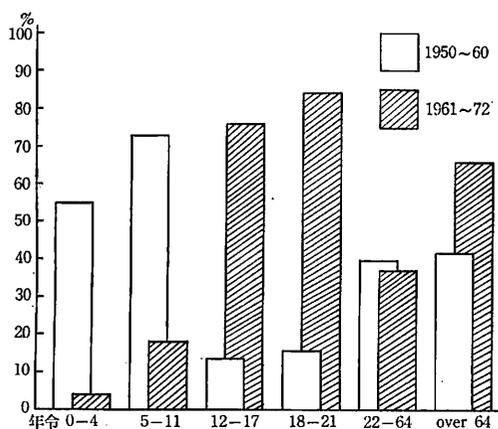
第3期：(1962年以降)

この時期になると、第3図で見られるように、ベビーブームの波が、ようやく国民学校段階を通過したので、就学児童の年平均増加数も大幅に減ってきた。具体的にいえば、就学児童数は、1962年の210万人から66年の231万人になり、年平均5万人の増加であった。これを前期

第7表 台湾省1961年度、多部授業および教室以外の施設利用状況統計表

| 学級数 | 教室数 | 多部制授業 | | 教室以外の施設を利用している学級数 | | | | | | | | | | | 教室不足数 | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-------------------|-----|-----|-------|------|------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-------|
| | | | | 校 内 | | | | | | 校 外 | | | | | | | | | | |
| | | | | 計(学級) | 二部 | 三部 | 四部 | 計(班) | 特別教室 | 図書室 | 事務室 | 校 堂 | 雨運動天場 | 廊 下 | | その他 | 計(学級) | 廟 宇 | 民 屋 | 集会所 |
| 合計(学級) | 37,174 | 29,663 | 13,764 | 13,475 | 130 | 159 | 1,210 | 155 | 30 | 186 | 202 | 21 | 137 | 479 | 625 | 91 | 50 | 351 | 133 | 7,516 |

資料：「台湾省50(1961)年国民教育及中等教育調査報告書」(台湾省政府教育庁編印。1961.10)



資料: Educational Planning, Republic of China, p. 25

第3図 Changing Age Composition of the Population Percentage Increase of Various Age Group 1950~60 as Compared to 1961~72

の年平均12万人増に比べると、まさしく大幅の緩和といえるであろう。

このような量的緩和は、当然のことながら、当局に質的改善の余裕を与えたのであった。ちょうどその頃、教育部は、1964年に始まり、1982年までに完成する教育長期計画を作成していたので、初等教育も、もちろん、その一環として組み込まれ、綿密な計画がなされた。その内容を見ると、同じく教室の増築や学校の新設を強調しながらも、その性格や目的は、それまでとは非常に異っていた。即ち、それまでは、急増する就学児童の受け入れ対策として、校舎、教室の増築を進めてきたのに対し、この教育長期計画は、主に、その質的向上を目指してい

るのである。このことを同計画は、その緒言のなかで次のように述べている¹³⁾。

「過去20年間における普遍的初等教育推進の成果は大いに達せられ、就学率は71.31% (1944) から96.71% (1963) にまで引き上げられてきた。しかし、急激な人口の増加により、初等教育はそのあるべき水準を維持することができなかった。のみならず、ある方面においては、質的低下の傾向さえ見られるのである。台湾における経済建設の著しい成果と、農、工、商業の急速な進歩により、将来における経済発展の要求にこたえうる教育投資が要請されていることに関連し、初等教育の質的向上とその内容の改善は、もっとも必要なことである。従って、このプランは、人口の増加によって生じた種々の欠陥を是正するとともに、経済発展、ならびに国力の培養に寄与するものであろう。」

このように、プランは広範囲にわたり、初等教育の質的改善を図ったものであった。従って、その目標も(1)就学率と卒業率の引き上げ、(2)すしずめ学級の解消と小規模学校の設置、(3)教員養成制度の改善、(4)カリキュラムの充実等、多方面におよんでいた。

このような目標は今日どの程度達成されているであろうか。それを考察することは、今日の台湾における義務教育の水準を知る上で、極めて重要なことであると思われる。従って第3期においては、同計画に掲げられた四つの目標のうち、直接人口に関係のある前2項、即ち、就学率と卒業率の引き上げ、すしずめ学級の解消と小規模学校の設置について、その達成状況を見て行きたいと思う。

(1) 就学率と卒業率の引き上げ

国民学校就学率が過去の2期を通じて、着実に上昇し

第8表 1964年初等教育長期計画と実態の比較(一、就学率)

| 年 | 計 画 目 標 | | | 実 態 | | |
|------|---------------|---------------|-------|--------------|--------------|-------|
| | 学令児童数 (千人) | 就学児童数 (千人) | 就学率 % | 学令児童数 (人) | 就学児童数 (人) | 就学率 % |
| 1964 | 2,158 | 2,093 | 97.00 | 2,141,658 | 2,071,155 | 96.71 |
| 1965 | 2,203 | 2,141 | 97.20 | 2,182,256 | 2,113,047 | 96.83 |
| 1966 | 2,239 | 2,181 | 97.40 | 2,230,851 | 2,167,196 | 97.15 |
| 1967 | 2,261 | 2,207 | 97.60 | 2,274,805 | 2,210,111 | 97.16 |
| 1968 | 2,289 | 2,239 | 97.80 | 2,313,872 | 2,256,537 | 97.52 |
| 1969 | 2,328 | 2,279 | 97.90 | | | |
| 1970 | 2,362 | 2,315 | 98.00 | | | |

資料: 計画は Educational Planning, Republic of China, 1964

実態は「中華民國教育統計」(1968)より

てきたことは、前に述べたとおりである。同計画はこのような基礎に立ち、第8表に見られるような目標を掲げていた。

この表で見られるように、計画は1964年の就学率の目標を97%とし、そして1970年までにはそれを98%まで引き上げる予定である。この目標は、同表に見られる就学率の実態と比較してもわかるように、今日迄のところかなり確実に達成されている。

次に、入学した児童が果してどの程度卒業できたか、という問題がある。この問題は、台湾を含む開発途上にある国々の義務教育において、もっとも重大な問題の一つであると思われる。例えばフィリピンにおいては、1952年に入学した児童が6年の初等教育を修了できたのは、100人のうち41人に過ぎなかった、とされている¹⁶⁾。

台湾の場合、前記長期計画は、1969年までに、卒業率を89%にまで引き上げると計画している。この目標を現実に照らしてみるとどうであろうか。中華民国教育統計によれば、1961年の国民学校新入生は397,767人、そして、これらの児童が卒業する1967年の卒業生は345,560人であった。卒業率87%である。とすると、同計画のこの卒業率の目標は、上に述べた就学率と同じく、かなり確実に達成されたといえよう。

しかし、われわれが注意しなければならないのは、かりに学令児童が全員国民学校1年生に入学したとしても、なおその13%は国民学校教育を修了していない、という事実である。これらは決して小さい数字とは云えないであろう。なぜならば、もし国民学校を卒業していないことを文盲の規準とするならば、今日の台湾において、少なくとも全人口1,300万のうち13%、即ち170万という大量の人口が文盲であるということになるからである。そしてさらに、このような大量の初等教育脱落者が、毎年文盲として社会に送り出されるので、文盲の撲滅はおろか、むしろ増加する一方である。従って、われわれは教育の浪費(wastage)をなくすという観点から、そして、経済発展や文化国家の建設という観点から、さらに義務教育の根本原理である「平等」の保障という観点から、これらの脱落者を国民学校に引き止めておくことを何よりも大切だと考えるのである。

(2) すしずめ学級の解消と小規模学校の設置

第5表に見られるように、1961年度、台湾の国民学校学級規模は、全体の65%が51人以上、25%が61人以上の過大学級であった。このような過大学級を解消するため、同計画は1965年から思い切った引き下げ策を講じたのであった。即ち同年の平均学級規模の目標を49人と

し、そしてその後毎年1人ずつ減らし、1970年までには44人にまで引き下げる計画であった。その具体策については、次の二つの段階があげられている¹⁷⁾。

(a) 1965年以後、新しく1年生に入学する児童の学級は、すべて50人以下におさえる。

(b) 1964年当時、すでに存在している51人以上の学級は、4年間のうちに、それぞれ50人以下に引き下げる。

すしずめ学級の問題と関連して、教室不足の問題がある。前に述べた、1961年の台湾省政府教育庁の調査によれば、同年各県市国民学校の学級総数は38,339、そして教室数が32,155であった。1学級1教室で計算すれば6,184教室の不足となる。また同年、省立、私立小学校は1,076学級と950教室をもっていた。これを各県市の国民学校と合計すると、台湾全省の学校総数は39,415、教室総数は33,100となり、1学級1教室で計算すると、6,300教室不足することになる¹⁸⁾。

この不足分の教室も、同計画は、1970年までに完成し、それによって二部授業、三部授業、四部授業を解消することを期待したのであった。

さて、このような思い切った、過大学級と多部授業の解消計画は、果してどの程度実現できたであろうか。まず第9表を見てみよう。

第9表 過大学級解消の計画と現状の比較

| 年 度 | 計画平均 学級規模 | 実 態 | | |
|------|--------------|-----------|--------|----------------|
| | | 児 童 数 | 学 級 数 | 平 均 学 級 規 模 |
| 1963 | 人 | 2,148,652 | 41,114 | 52.2人 |
| 1964 | | 2,202,867 | 42,139 | 52.3 |
| 1965 | 49 | 2,257,720 | 43,338 | 52.1 |
| 1966 | 48 | 2,307,955 | 44,382 | 52.0 |
| 1967 | 47 | 2,348,218 | 45,171 | 52.0 |
| 1968 | 46 | | | |
| 1969 | 45 | | | |
| 1970 | 44 | | | |

資料：計画目標は Educational Planning, Republic of China, 1964

実態は「中華民国教育統計」(1968)より

この表によれば、平均学級規模は、1963年から67年に至るまで、常に52人を割ることがなかった。また、1965年以後の新入生は50人以下におさえる、と計画は述べているが、実情を見ると、65年度が平均54人、そして66年度が53.8人であった。要するに、すしずめ学級の解消には、つい最近まで、顕著な成果が見られなかったのだ

る。

なお、近年の多部制授業解消の状況を説明する資料はあいにく持ち合せていないが、「9年国民教育実施条例」審議の際、張希之立法委員の発言（後述）によれば、これにも顕著な成果が見られないと思われる。

次に小規模学校について見ることにする。

前に述べたとおり、1961年の平均学校規模は20学級であった。そして大都市は各県に比べて一般に規模が大きく、なかには100学級を越える学校も少なくなかった。一方郷村においては、小規模学校も普遍的に設置する財政的余裕がないため、通学距離が遠く、そのために多数の不就学や長期欠席を招き、文盲が消滅しない一因ともなっていた。同計画はこのような状況にかんがみ、小規模学校の設置をはかり、次のような実施要項を示した。

- (1) 36学級以上の学校は、今後、それ以上に学級を増やすことはできない。
- (2) 48学級以上の学校は、それ以下に学級を減らさなければならない。
- (3) 輸送の不便な僻地には、小規模学校や中規模学校を設置し、児童の通学時間や通学距離を短縮しなければならない。
- (4) 2学級設置可能な地域には分校を設け、6学級になれば、独立学校にしなければならない。

このような原則に基づき、同計画は、毎年200校以上の小規模学校を設置し、70年までに学校規模を平均14学級にまで引き下げる予定であった。しかし、その後数年の状況を見てみると、これまた過大学級が解消できなかったのと同じように、顕著な成果が見られなかった。即ち、1965年から67までに増設された学校は、3年間合計しても、101校に過ぎず、学校規模の縮小には殆んど役に立たなかった¹⁹⁾。

このように見てくると、1962年以降、就学児童数の増加が大幅に緩和しているにもかかわらず、初等教育の質的向上は、殆んど見られない状態であった。その原因は一体どこにあるのであろうか。次に、これについて少し考えてみることにする。

まず第一に、地方教育費の負担過重が考えられる。1967年度の統計によれば、県（市）総予算に占める教育費の比率は、憲法の規定する最低規準（30%）を大幅に上廻り、平均51.95%に達していた²⁰⁾。しかし、その用途について見ると、殆んど80%が人件費や事務費に使われ、残って建設に使える金額はいくばくもない²¹⁾。換言すれば、県（市）政府は教育水準の現状を維持するだけで、県（市）教育費の大部分を必要とし、その質的向上

にまで手がまわらないのである。

次に中等教育の拡充が考えられる。前に述べたとおり、光復当初、県（市）教育費に占める初等教育費は殆んど80%に近かったが、その後、中等教育が拡充されるにつれ、次第に削られる一方であった。例えば、1961年度県（市）教育費に占める初等教育費の比率はなお71.33%を保っていたが、66年度になるとそれが62.58%となった。一方中等教育費は、61年度の23.13%から66年度の34.5%に伸びてきた。

以上が初等教育の質的向上を不可能にした主な原因と思われるが、1968年の義務教育年限延長を契機に、中等教育費が一層増えることは必至であり、このままでは、初等教育の質的向上は困難であろう。従って、今後前期中等教育を含めた義務教育の経費を考える場合、今までの負担関係を再考慮しなければならないと考える。その場合、日本の義務教育費国庫負担法や平衡交付金（または交付税）制度は参考に値するであろう。

(2) 間接的影響

(1) 経済建設の概況

台湾の経済は、終戦直後、第二次大戦中の破壊と、大陸における戦火の波及により、一時は通貨膨脹の現象をきたしたが、中央政府が台湾へ移転（1949年）した後、新台幣の発行や土地改革などの実施により、ようやく復興のきざしを見せた。そして、1952年以後、米国援助の強化や、貿易の発展とともに国内産業が復旧し、経済の安定を見るに至ったのである。この間において（1953～64年）3回にわたる経済発展4カ年計画の実施が遂行され、1964年に始まった第4次経済発展4カ年計画も68年

第10表 台湾の経済成長

| 年度 | GNP | 国民所得 | 1人当り 国民所得 | 国民所得 に占める 貯蓄の比率 (%) |
|------|-------|-------|--------------|------------------------------|
| 1951 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 9.1 |
| 1952 | 112.3 | 113.2 | 109.9 | 9.7 |
| 1953 | 124.4 | 130.3 | 122.3 | 7.7 |
| 1954 | 134.8 | 135.6 | 122.8 | 3.9 |
| 1955 | 144.9 | 144.0 | 125.4 | 8.0 |
| 1956 | 150.7 | 151.8 | 128.0 | 5.2 |
| 1957 | 161.2 | 162.0 | 132.5 | 5.0 |
| 1958 | 171.7 | 171.0 | 135.3 | 5.9 |
| 1959 | 184.5 | 182.8 | 140.1 | 6.9 |
| 1960 | 196.0 | 195.2 | 144.9 | |
| % | 7.8 | 7.7 | 4.2 | 6.3 |

資料：Educational Planning, Republic of China, 1964

に完成する予定である。

このような一連の経済発展計画の内容やその実施に関する詳細は、紙数の関係上、ここで述べることはできないが、その成果は第10表に見られるとおりでである。

この表に見られるように、1951~60年までの9年間に、実質国民所得は95.2%増加し、年平均7.7%の成長率を見せている。このような経済成長率は、1951年から66年までの間に、14億ドルにのぼる米国の経済援助に依存するところも少なくなかったが、膨大な軍事費と平均3%以上の人口増加率などを考慮すれば、驚異に値するものであろう(14億ドルは、日本外務省経済局編『中華民国』による)。したがって、米国援助が経済発展の決定的要因であり、それがなければ台湾の経済は一人立ち出来ないと見るのは誤りであろう。このことは、1965年に米国援助が打ち切られた後も、経済発展が相変わらず急速に進んでいることから証明できよう。

ともあれ、この一連の経済発展計画の実施により、従来農業が主であった国内産業は、工業化へ大きく一步を踏みだしたのであった。これは貿易面に、特に、顕著に現われている。例えば、砂糖は従来輸出額のもっとも大きい品目であったが、1966年には紡績品に追い越され、金属および機械類とほぼ同額となった。(註9参照)

ところがここに一つの注目すべき点がある。それは国民総生産(G. N. P.)、あるいは国民所得(national income)と一人当り国民所得(per capital income)との関係である。第10表に見られるように、1951~60年までの9年間において、国民総生産と国民所得はそれぞれ年平均7.8%と7.7%の成長率を示していたが、一人当り国民所得は4.2%の成長率しか見せていない。

この一人当り国民所得は、国民の生活水準を計る一つの指標であり、台湾における以上の現象は、人口の急激な増加が、経済発展と相殺し、国民生活水準の向上を阻んでいることを意味するものである。このことを、1964年の教育部教育長期計画は非常に要領よく説明している。次にそれを引用してみよう²³⁾。

「もしわれわれが、台湾における、資本と生産高の比率(capital/output ratio)を3:1と仮定するならば、それは、1ドルの収入を得るのに3ドルの投資を必要とすることを意味する。換言すれば、1ドルの収入を生み出すには、投資のための貯蓄を3ドル必要とするのである(資本の出所はともあれ)。今日われわれの人口増加率は3.2%である。従って現在の一人当り国民所得を維持するには、国民所得は毎年3.2%増加されねばならない。そして、これを可能にするには、

毎年の貯蓄を9.6%にまで押し上げなければならない。もしわれわれが、一人当り国民所得を2%引き上げようと思うなら、国民所得の増加率と貯蓄はそれぞれ5.2%と15.6%でなければならない。ところが、1952~59年までのわれわれの貯蓄は6.3%に過ぎない。

もしこの3.2%の人口増加率が継続すれば、われわれの貯蓄は、現在の一人当り国民所得を維持することにさえも不十分である。」と。(第10表参照)

このように台湾は戦後、特に50年代以降、著しい経済発展をなし遂げてきたが、人口の急激な増加により、国民の生活水準はその割には向上できなかった。そして、一般大衆は今日もなお貧困から脱け出すことができないのである。このような貧困のしわ寄せは、当然、義務教育におよばないわけには行かない。以下その事情について考察することにする。

(2) 義務教育に与えた影響

このことを説明するには、台湾省政府教育庁の不就学や長期欠席の原因に関する調査がもっとも良い資料になるであろう。

第11表 1961年度学令児童不就学の理由

| 理 由 | 不就学児童数 | 百分比(%) |
|-----------|---------|--------|
| 貧 困 | 31,323 | 30.66 |
| 家事の手伝い | 22,413 | 21.94 |
| 父兄の無理解 | 14,710 | 14.40 |
| 虚 弱 | 9,953 | 9.74 |
| 精 神 薄 弱 | 2,407 | 2.35 |
| 肢 体 の 欠 陥 | 1,927 | 1.88 |
| 聾、難 聴 | 1,666 | 1.63 |
| 盲、弱 視 | 897 | 0.88 |
| そ の 他 | 10,634 | 10.4 |
| 合 計 | 102,171 | 100.00 |

第12表 1961年度就学児童長欠の理由

| 理 由 | 長欠児童数 | 百分比(%) |
|---------|--------|--------|
| 家庭の手伝い | 12,674 | 32.10 |
| 貧 困 | 11,718 | 29.68 |
| 父兄の無理解 | 7,308 | 18.51 |
| 病 弱 | 3,551 | 8.99 |
| 通 学 不 便 | 1,293 | 3.27 |
| 無 断 欠 席 | 1,280 | 3.24 |
| そ の 他 | 1,650 | 4.24 |
| 合 計 | 39,474 | 100.00 |

資料：「台湾省50年国民教育及中等教育調査報告書」

同調査によれば、1961年度、学令児童不就学と長期欠席の理由は第11、12表のとおりであった。

この二つの表によれば、学令児童の不就学や就学児童の長欠は、ともに貧困、家事の手伝い、と父兄の無理解が主な理由であった（不就学児童の67%、長欠児童の80%）。そして、これらの理由はいずれも家庭の経済に係るものであり、経済環境がいかに教育の普遍化を阻んでいるかがわかるであろう。

次に進学状況について見てみよう。

統計によれば、1967年度、国民学校卒業生の進学率は62.29%、そして初級中学（職業学校を含む）および高級中学卒業生の進学率はそれぞれ79.13%と71.77%であった（「中華民国教育統計」1968）。しかも国民学校の場合、その卒業率が87%（1967年卒業生）であることを考慮すれば、初級中学に就学できたものは、同年令層の54%に過ぎないのである。これは、非常に奇妙なことに思えるかも知れない。なぜなら、先進諸国においては、学校段階が上級になるに従って、進学率が低くなるのが一般であるが、台湾の場合、恰かもその逆だからである（例えば日本の場合、中学校は義務教育であるから、就学率はもちろん99%以上である。しかし、中学校および高校卒業生の進学率になると、それぞれ72.3%と24.5%となっている一註14参照）。しかし、少しつっこんで考えると、さほど奇妙なことでないことがわかる。つまり、台湾においては、ふるい落とされる者は、国民学校卒業段階でふるい落とされ、初級中学に進学できた一部の人は、始めから大学を目指しているのである。逆に言えば、もし、初級中学、即ち前期中等教育が先進諸国なみに普及されていれば、高級中学への進学率、あるいは大学への進学率は、大幅に低くなるであろう。だとすれば、問題のかなめは、高級中学または大学への進学率が高いことにあるよりも、初級中学への進学率が低いことにあると思われる。従って、われわれは、初級中学への進学率がなぜこのように低いのか、という問題について、少し掘り下げて、その原因を考える必要があると思う。

まず第一に家庭経済の貧困が、当然考えられるであろう。前に述べたように、不就学と長欠の原因が殆んど家庭の貧困によるものであるから、初級中学には入れない子どもの原因も、ここにあることは十分に考えられる。

しかし、同年令層の54%しか初級中学に就学できなかったことと、初級中学および高級中学の卒業生がそれぞれ80%と72%という高い進学率を示していたことを合わせ考えれば、おのずから、貧困が原因のすべてでないことがわかるであろう。すると、その外にどういふ原因が

考えられようか。この問題を解くには、もう一度第11、12表をふりかえる必要がある。つまり、この二つの表に見られる父兄の無理解に注目したいのである。国民学校において、父兄の無理解が、不就学と脱落のかなり大きな原因となっていることから、それが初級中学における就学率の低い一因ともなっていることはいふまでもないであろう。とすると、われわれは一步進んで、父兄の無理解をもたらした原因を追究する必要があるであろう。第一に、さきに述べた、貧困との関係に注目すべきである。つまり、家庭の貧困、家事の手伝いや父兄の無理解は、相互に関連があり、完全に違った原因としてとらえることはむずかしい。第二に、大量の文盲に起因する悪循環の結果が考えられる。そして第三に、中国教育史の特徴ともいえる「士」の教育の偏重が尾を引いているともいえよう。つまり、士に対する教育の偏重が、大衆を教育から遠ざけ、時代の経過とともに、教育は彼らにとって無縁なものとなり、それを要求しようとする意識もわいてこなくなったのではなからうか。この外、前に述べた、過大学級や過大学校などによる指導の不十分さから、勉強ぎらいになり、進学をあきらめたものもいるであろう。

以上のような、もろもろの原因が重なり合って、読書人と大衆との間に断層がおき、容易に連続できない状態となったのである。だとすれば、この断層をいかに連続させるかは、義務教育年限延長後の課題となるであろう。

4. 今後の課題—結論

以上台湾における戦後20数年の義務教育を、人口動態との関連から考察してきた。この考察から、今日台湾における義務教育の当面している問題点をほぼ明らかにすることができたと思う。それを要約すれば、次の二つにしばることができるであろう。

1. 初等教育の質の向上の問題
2. 不就学および脱落の問題

第一の初等教育の質については「9年国民教育実施条例」審議の際、張希之立法委員が、端的に、次のように指摘している。「今日の6カ年国民教育は、周知のように、1年から4年までが半日授業、即ち二部制授業となっている。そして、甚しいところでは、三部制、四部制さえ見られる。もし6カ年国民教育の前4年が半日授業しかできないとすれば、この4年はすでに半減され、2年になったも同様である。その上に第5、6学年を加えても、実質は4年に過ぎない。」²⁰⁾と。また、すしずめ学級や過大学校において、一人一人の児童に、ゆきとどいた指導を与えることができないことも明らかである。

このような、不十分な学力のまま国民学校を卒業した子どもが、中学校にはいって、教科についていけないのは、むしろ当然であろう。しかし、このような事情を考慮もせず、すぐ人には「上智」と「下愚」があるから、ついていけないものには、技能を身につけさせて、義務教育を終らせるべきだ、と考えるのが一般である。

人に能力の差があることは事実であり、そして、教育が一人一人の生徒の能力に応じたものでなければならないことも、建前としては、もっともなことである。しかしながら、そのみを強調するあまり、他の要因に目をふせるとしたら、能力差を一層決定的なものにし、固定化することになりかねない。

張委員はこのような基礎学力の不十分さが、国民中学(初級中学)教育におよぼす影響を懸念し、さらに、「二部制を全日制にするための教室数の不足は6,000余に過ぎず、所要の経費も限られたものであるから、この問題は年限延長と同時に解決されねばならない」²⁴⁾と強調する。

第二の不就学や脱落はさらに重要かつ困難な問題である。前に述べたとおり、国民学校の不就学者は全学令児童数の2.5%である。そして入学した子どもも、その10数パーセントは途中で脱落している。これらの不就学者は、国家社会にとって大きな損失であるばかりでなく、平等をモットーとする義務教育をも無意義なものにするのである。従って、この一部の子どもを国民小学に引きとめておく努力は、年限延長後といえども、一層強化されねばならない。

また初級中学については、同年令層の54%しか就学しておらず(1967年)、残りの46%はなお野放しになっている。義務教育年限が延長された今日、これら46%の子どもは国民学校における脱落者と同じ性質のものを見るべきであり、従って、国民中学の全員就学をいかにして1日も早く実現できるかは、今後課せられた課題である。

これは、もちろん、一朝一夕にしてなるような性質の問題ではなく、国民の生活水準が向上されない限り、解決できないものである。とすると、国民の生活水準を引き上げることが、まず、先決である。その際、有効適切な人口の抑制政策を講じるべきであることは、これまでの分析から明らかであるが、しかし、同時に工業化、特に基礎工業、の一層の推進もまた必要である。これは、人口の増加が前に述べたとおり、たとえ出生率の上昇をくいとめることができても、当分はおさえることができないことや、急増する若年人口が今後次々に学校を出て就職することなどを考え合わせると、一層痛切に感じら

れることである。

この外、民衆の教育に対する関心を喚起する一方、教育内容や方法を改善し、学校をより魅力のあるものにしなければならないことも忘れてはならないであろう。

註

- 1) 憲法訳文は『世界各国の教育法令集』(平野一郎編、黎明書房版)の訳に従った。
- 2) 「9年国民教育実施条例案」(中華民国立法院編印) p. 20, 閻振興教育部長の説明。
- 3) 前掲書 p. 28, 64。
- 4) 1968. 1. 23 新生報専論「9年国民教育実施条例与憲法」(史尚寬執筆)。
- 5) Educational Planning, Republic of China, Ministry of Education/UNESCO, Taipei 1964. p. 18。
- 6) 前掲書 pp. 51~52。
- 7) 前掲書 p. 22, Table 6 参照。
- 8) 前掲書 p. 53, Graph VII a 参照。
- 9) 日本外務省経済局編、『中華民国』(世界各国経済ハンドブック 2) p. 58, 表 26 (資料は台湾銀行提供)によれば、1965年まで、台湾における商品輸出額のもっとも大きかったのは砂糖であったが、66年になると、紡績品がそれにとってかわった。また同年、金属および機械類の輸出額も砂糖とほぼ同額となる。
- 10) 『中華民国教育誌(-)』(中華文化出版事業委員会出版)の「初等教育」(余雪麟執筆) p. 52, 「台湾省国民教育部份概況表」参照。
- 11) 前掲書の「師範教育」(林本執筆) pp. 22~29。
- 12) 『台湾教育史』(汪知亭著、台湾書店出版) pp. 279~280。
- 13) 以上の平均学校規模は「台湾省教育統計」(台湾省政府教育庁主計室編、1958, 1961年度)の統計により算出。
- 14) 『文部統計要覧』(43年度版、日本文部省)の統計による。
- 15) 5) 掲書, p. 129。
- 16) 『アジア各国の教育事情』(伊藤良二、阿部宗光共著、帝国地方行政学会出版) p. 22。
- 17) 5) 掲書 p. 137。
- 18) 前掲書 p. 138。
- 19) 「中華民国教育統計」(教育部編) 1967, 68年版によれば、1965, 66, 67の3年において新設された学校は、それぞれ、36校、32校、33校、計101校であった。
- 20) 「教育部実施9年国民教育籌備工作報告」(1968年9月) p. 43。
- 21) 県(市)教育費の使途については「台湾省50(1961)年国民教育及中等教育調査報告書」(台湾省政府教育庁、1962.10)の各県(市)国民学校50(1961)会計年度経費支出統計表を参照した。
- 22) 5) 掲書, p. 73。
- 23) 2) 掲書, pp. 26~27。
- 24) 2) 掲書。